

資格取得でステップアップ!!

介護の仕事をはめる方や介護のお仕事従事者を応援します

介護員養成研修(初任者研修・生活援助従事者研修)

受講費用助成制度のご案内

制度の概要

栃木県内の介護施設に従事する介護員の養成を目的として、介護職員初任者研修や生活援助従事者研修を修了し、介護職員として新たに従事された方又は既に従事されている方に対して、その資格取得に必要な研修の受講資金を一部助成する制度です。

募集期間

第1期	令和4年	7月29日(金)	まで	(助成金交付予定	8月末)
第2期	令和4年	9月30日(金)	まで	(10月末)
第3期	令和4年	11月25日(金)	まで	(12月末)
第4期	令和5年	1月27日(金)	まで	(2月末)
第5期	令和5年	3月15日(水)	まで	(3月末)

助成予定人員

年間 30名程度 (先着順になります)

申請方法

福祉人材・研修センターに電話連絡の上、申請書を提出(郵送可)してください。
申請に必要な書類は本会ホームページからダウンロードできます。

【<http://www.tochigikenshakyō.jp/jinzai/kashitsuke.html>】

問い合わせ先

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 (とちぎ福祉プラザ3階)
電話 028-643-5622 FAX 028-623-4963

1 助成金の交付対象者

(1) 介護職就労希望者

次の各号（ア）～（オ）に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（ア）介護員養成研修（初任者研修または生活援助従事者研修）を修了した者

（イ）介護員養成研修を修了した日から起算して3か月以内に県内の介護事業所等に就職すること。勤務形態は、常勤・非常勤を問わない。

（ウ）前号の就職した日から起算して6か月以上継続して当該介護事業所等に勤務すること。勤務形態は、常勤・非常勤を問わない。

（エ）介護員養成研修の受講料を負担した者。

（オ）申請年度に開講し（開講中も含む）当該年度中に修了する研修を助成対象とする。

(2) 無資格の介護職員（現任職員）

次の各号（ア）～（ウ）に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（ア）介護員養成研修（初任者研修または生活援助従事者研修）を修了した者

（イ）介護員養成研修の受講料を負担した者。

（ウ）県内の介護事業所等において継続して6月以上の勤務歴があること。勤務形態は、常勤・非常勤を問わない。

※ 上記いずれも、栃木県内にて勤務している者を対象とする。

※ 介護施設等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業者がその事業を行うために設置した事業所並びに同法に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設で、栃木県内に設置されているものをいいます。

2 助成額

(1) 初任者研修

初任者研修受講費用の半額で、50,000円を上限とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとします。

(2) 生活援助従事者研修

生活援助従事者研修受講費用の半額で、25,000円を上限とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとします。

※ 所属する事業所等で費用の一部を負担する場合には、その金額を差し引いた額の半額が助成対象となります。

※ 職業訓練などの受講料が無料の研修や自立支援教育訓練給付金を受けている場合には対象になりません。

3 申請方法

(1) 電話連絡の上、必要書類を提出してください。

(2) 申請書類は、ホームページからダウンロードするか電話にて取り寄せください。

① 求職登録票兼届出書（新たに就労を希望する者のみ）

新たに介護職として就労を希望する方は、福祉人材・研修センターに求職登録をし、求職活動を行ってください。すでに、介護職として就労している方は不要です。

② 介護員養成研修受講費用助成金申請書（様式1号）

記入漏れがないかを確認してください。

③ 介護員養成研修受講費用助成金交付請求書（様式第2号）

通帳に記載されている振込先口座（銀行名・支店名・口座番号・口座名）がわかる部分のコピーを添付してください。

④ 在職証明書（様式第3号）

施設又は事業所の長から介護職員として従事している旨の証明を受けてください。

⑤ 介護員養成研修修了証の写し

受講先の発行する修了証明証のコピーを添付してください。

⑥ 介護員養成研修の受講料を申請者本人が支払ったことを確認できる領収書の写し

領収書や振込明細書等の写しを添付してください。

※ 受講修了後、速やかに申請ください。前年度中に修了した研修は助成対象になりません。但し、年度をまたいで受講や就労期間が6カ月以上経過となる場合は、申請を受付けますので、不明な方はご相談ください。

4 助成決定

本会において、書類審査の上、助成を決定します。申請から助成決定までの流れは以下を参照してください。

5 問い合わせ先

栃木県社会福祉協議会 **福祉人材・研修センター**

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6

TEL 028-643-5622 FAX 028-623-4963

URL <http://www.tochigikenshakyo.jp/jinzai/kashitsuke.html>

手続きの流れ

【介護職就労希望者】

- STEP 1 介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修を修了
- STEP 2 福祉人材研修センターへ求職登録をし、求職活動を行う
- STEP 3 修了後3か月以内に就労を開始する
- STEP 4 6か月以上就労継続
- STEP 5 交付申請
福祉・人材研修センターに交付申請書等必要書類を提出してください
- STEP 6 審査・交付決定・助成金交付
申請内容を確認し、要件をみたしている場合には交付決定通知を送付し、助成金を支給します

【無資格の介護職員】

初任者研修又は生活援助従事者研修の受講期間も含め、その前後に6か月間の就労実績があれば、助成対象になります。(雇用形態は不問です)

① 6ヶ月以上就労している方

- STEP 1 6ヶ月以上の就労
- STEP 2 介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修修了
- STEP 3 交付申請 (申請書類等を提出)
- STEP 4 審査・交付決定・助成金交付

② 6ヶ月以上就労していない方

4月	就職と同時に 初任者研修受講開始	就職・就労開始	初任者研修受講開始
5月			就職内定
6月			初任者研修修了
7月	初任者研修修了 継続して就労	初任者研修受講開始 就労しながら受講	就労開始
8月			
9月			
10月	(4~9月=就労6か月) ●就労6か月経過後、申請	(4~9月=就労6か月) 初任者研修修了 ●受講修了後、申請	
11月	継続して就労	継続して就労	継続して就労
12月			(7~12月=就労6か月)
1月			●就労6か月経過後、申請